第2期土浦市自殺対策計画(案)に係るパブリック・コメントの実施結果について

1 実施結果

第2期土浦市自殺対策計画(案)に係るパブリック・コメントについては、次のとおり実施しました。

募集期間	令和5年12月15日(金)から令和6年1月9日(火)まで(26日間)	
募集方法 パブリック・コメントの実施について、広報つちうら(令和5年12月中旬号)、市ホーム		
	LINE及び市公式ツイッターにより周知しました。	
	併せて、計画(案)を市ホームページに掲載したほか、本庁舎(障害福祉課及び情報公開室)、各支所(都	
	和・南・上大津・新治)、神立出張所及び各地区公民館(一中・二中・三中・四中・上大津・六中・都和・新	
	治)に設置し、持参、郵送、ファックス、電子メール又はWEBフォームのいずれかにより募集を行いました。	
意見提出者数	1 名	
意 見 件 数	2件 2件	
市ホームページ閲覧数	ホームページ閲覧数 6 2件	

2 提出された意見とその意見に対する考え方

番号	提出された意見	意見に対する考え方
1	①国や県、土浦市の自殺の状況が、分かりやすく説明されていました(2-2)。また、状況分析の中で、男女の比較がされていました。最近は、多様性の考え方が浸透し、女性の私から見ても、男女の区別が少なくなってきていると感じますが、自殺の状況の分析や対策では、男女別の比較や対策が必要だと思います。	令和4年10月に示された国の「自殺総合対策大綱」において も、女性に対する支援の強化が必要であり、女性の自殺対策は、 女性特有の視点も交え、講じていく必要がある、と示されたとこ ろです。本市におきましても、多様化・複合化する困難を抱える 女性に寄り添った取組を進めてまいります。
	②「自殺に追い込まれる危機」というのは、確かに誰でも起こりうる、日常的にも珍しくないことだと思います。また、会話がない家族であれば、一人暮らしでなくても、孤独だと思います。とにかく、一人で抱え込まないことが大事なのではないでしょうか。誰かに話せば、少なくとも、その時はやり過ごせます。電話による悩み相談の窓口や、気軽に話せる場所があることなどを周知することが必要だと思います。	自殺リスク者の早期発見や支援の一環として、本市では、様々な自殺の危機要因に応じた取組を行っておりますが、直近では、令和4年11月から新たに「女性のための寄り添い支援事業」を開始したところであり、対面や電話、メールやLINEなどによる様々な形での相談や、居場所の提供、ハローワーク等への同行など、社会的に孤立し困難や不安を抱えている女性に寄り添ったきめ細かい支援を行っております。 既存の事業とも併せて、今後も広報紙やホームページ、SNS等で相談窓口についての周知活動を進めるとともに、より効果的な周知活動の在り方について、調査研究をしてまいります。